

財団法人 土木研究センター 寄 附 行 為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人土木研究センターという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置き、従たる事務所を茨城県つくば市に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、土木に関する調査、試験及び研究の促進に努めるとともにその成果の普及並びに国際技術協力の推進をはかり、もって国土建設事業の発展向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 土木に関する調査、試験及び研究の促進
- 二 土木に関する調査、試験及び研究の受託
- 三 研究環境の保全及び改善に関する業務の受託
- 四 土木に関する図書、その他印刷物の出版刊行
- 五 土木に関する情報活動と国際技術協力
- 六 その他この法人の目的を達成するための必要な事業

第 2 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 寄附された財産
- 二 資産から生ずる収入
- 三 国からの委託費等
- 四 事業に伴う収入
- 五 会費収入
- 六 その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 . 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 一 設立当初の財産目録に基本財産として記載された財産
- 二 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- 三 理事会において、運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 . 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第 7 条 この法人の資産は、理事会の定めるところにより、理事長が管理する。

2 . 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、

やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、建設大臣の承認を経て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画書及び収支予算書)

第11条 理事長は、毎事業年度開始前に、事業計画書及び収支予算書を作成し、理事現在数の3分の2以上の議決を経て、建設大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(暫定予算)

第12条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

2. 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告書及び収支決算書等)

第13条 理事長は、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、3箇月以内に建設大臣に提出しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、議決後2週間以内に登記し、登記簿謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第14条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決を得なければならない。

第3章 役員

(役員)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

理事長 1名

副理事長 1名

専務理事 1名

常務理事 2名以内

理事 10名以上、15名以内(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を含む。)

監事 2名以内

(選任等)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。
3. 理事、監事及び評議員は、相互に兼ねることができない。
4. 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
5. 理事長は、理事に異動があったときは、その異動日より2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を建設大臣に届け出なければならない。
6. 理事長は、監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を建設大臣に届け出なければならない。

(職 務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、その業務を掌理する。

2. 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、副理事長が理事長の職務を代理し、又はその職務を行う。
3. 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐してその業務を分掌する。
4. 常務理事は、専務理事を補佐し、この法人の事務を処理する。
5. 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を執行する。
6. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - 一 財産及び会計を監査すること。
 - 二 理事の業務執行状況を監査すること。
 - 三 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は建設大臣に報告すること。
 - 四 前項の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(任 期)

第18条 この法人の役員の任期は、2年とする。ただし、再任されることができ
る。

2. 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(解 任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決により、その役員を解任することができる。この場合において、その役員に対しあらかじめ通知するとともに、理事会及び評議員会の議決の前に弁明の機会を与

えなければならない。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に耐えないと認められたとき。
- 二 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報 酬)

第20条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。

2. 役員には、費用を支払うことができる。
3. 前2項に関する必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

第 4 章 理 事 会

(構 成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(招 集)

第22条 理事会は、第17条第6項4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき、又は監事から第17条第6項第4号の規定により請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。
3. 理事会の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(機能)

第23条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を決議し、執行する。

(議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第25条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第26条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決権を行使することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2. 前項の書面は、理事会の開催日の前日までに理事長に提出するものとする。

3. 第1項の代理人は、代理権を証する書面を理事長に提出しなければならない。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しな

なければならない。

- 一 日時及び場所
 - 二 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - 三 審議事項及び議決事項
 - 四 議事の経過の概要及びその結果
 - 五 議事録署名人の選任に関する事項
- 2．議事録には、議長及びその会議において出席した理事のうちから選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第 5 章 評議員及び評議員会

（評議員）

第 29 条 この法人に、評議員 10 名以上、15 名以内を置く。

- 2．評議員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 3．評議員は、無報酬とする。
- 4．評議員には、第 18 条及び第 19 条並びに第 20 条第 2 項及び 3 項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

（評議員会）

第 30 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2．評議員会は、理事及び監事を選任するほか、この法人の基本的運営事項に関し、理事長の附議する事項について審議し、又は意見を述べることができる。
- 3．評議員会は、理事長が招集する。
- 4．評議員会の議長は、その都度評議員会で互選する。
- 5．理事及び監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 6．評議員会には、第 25 条から第 28 条までの規定を準用する。この場合

において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第 6 章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第 3 1 条 この法人に、顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 . 顧問及び参与は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱し、その任期は 2 年とする。ただし、再任されることができる。

3 . 顧問は、この法人の運営に関する重要な事項について、理事長に対しての建議及び助言並びに理事長の諮問に応じて意見を述べる。

4 . 参与は、専門的な事項について、理事長の諮問に応じて意見を述べる。

5 . 顧問及び参与には、第 1 9 条から第 2 0 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第 7 章 委員会

(委員会)

第 3 2 条 この法人に、委員会を置くことができる。

2 . 委員会の委員は、土木に関する学識経験のある者のうちから理事長が委嘱する。

3 . 委員会に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第 8 章 賛助会員

(賛助会員)

第 3 3 条 この法人の趣旨に賛同する者は、この法人の賛助会員となることができ

る。

2. 賛助会員は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める会費を納めるものとする。

第 9 章 事 務 局

(事務局)

第 3 4 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

2. 事務局及び職員に関する事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 3 5 条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- 一 寄附行為
- 二 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- 三 許可、認可等及び登記に関する書類
- 四 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- 五 収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類

第 1 0 章 寄附の行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 3 6 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、建設大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 3 7 条 この法人は、第 4 条に掲げる事業を 3 年間実施しなかったときは解散す

る。

2. この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるもののほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、建設大臣の認可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第38条 この法人の解散に伴う残余財産の処分は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、建設大臣の許可を受けて、この法人と類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

第11章 雑 則

(委 任)

第39条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の事業の運営上必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

1. この寄附行為は、この法人の設立許可があった日から施行する。
2. この法人の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可があった日から昭和55年3月31日までとする。
3. この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条及び第21条第1号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
4. この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわら

ず、設立者において、選任するものとする。

5 . この法人の設立当初の役員の任期は、第 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 5 6 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

この寄附行為の変更は、建設大臣の許可を受けた昭和 5 9 年 3 月 2 7 日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、建設大臣の変更許可を受けた平成 1 1 年 4 月 2 1 日から施行する。